



ブラジル・中南米査証ニュース
(2020年10月号)

平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

先に配信させていただきました「査証ニュース10月号」について、一部訂正がございますので改めてご案内申し上げます。

★★ 在東京ブラジル総領事館の休館日 ★★

10月	なし(カレンダー通り)
11月	11月3日、23日
査証所要日数	原則2日



★★ 査証ミニ情報 ★★
<ブラジル>

- 居住許可取得までの所要日数(10月1日現在)： 2～3週間(司法省のみ)
- ブラジル入国について：
 - ・10月2日、ブラジル政府は、ブラジルへの外国人の入国を国籍に関わらず制限する措置を一部要件を変更しつつ、30日間延長する旨発表しました。(PORTARIA No. 470、同日付で施行)
- 主な変更点は・・・
 - 90日以内の短期滞在者に課していた、ブラジル滞在期間をカバーするブラジル国内で有効な旅行保険の加入義務を撤廃致しました。
 - 航空会社により日本を出発されるお客様へのPCR陰性証明書の提示が不要になりました。詳しくはご利用される航空会社へお問合せください。
- その他南米各国の入国につきましては随時弊社までお問合せください。

★★★ フラジル・中南米各国の査証に関するお問い合わせは・・・★★★

株式会社 リベルコン・ジャパン

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-3-15 第2中田ビル 5F TEL (03) 6230-9333

担当 掛山・佐賀